

⑦《保育》国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業 の実施内容	事業の実施を不可能又は困 難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提 案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	学校法人岩波学園	0～2歳児対象の認可外施設卒園後の受皿確保	0～2歳児対象の認可外保育施設の卒園児童(保育の必要性の認定を受けた児童)が認可保育所に入所申請する際の調整指標加算	「優先利用」の対象として考えられる事項について、「地域型保育事業の卒園児童」は例示されているが、認可外保育施設は挙げられていない。	子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(内閣府政策統括官/文部科学省初等中等教育局長/厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第27(2)ウ	「0～2歳児を対象とする認可外保育施設の卒園児童(保育の必要性の認定を受けた児童)」を、「優先利用」の対象として考えられる事項の例示に位置付け、自治体に周知する。	こども家庭庁	<p>地域型保育事業は原則として3歳未満児を受け入れの対象としており、卒園後の受け皿を確保することが特に望まれるところ、地域型保育事業の卒園児童を優先利用の対象として例示している。</p> <p>認可外保育施設は法令上利用定員を3歳未満児に限定しておらず、3歳未満児のみを受け入れ対象としているのは施設側の判断であることから、優先利用の対象として例示することは考えていない。</p> <p>なお、認可保育所及び地域型保育事業所等への移行を希望する認可外保育施設については、運営費や改修費、移転費用等の支援を実施しており、これらの事業を活用いただくことは可能である。</p>	待機児童が特に多い0～2歳児の保育ニーズに対応するため、0～2歳児対象の認可外保育施設を設置しているケースがあり、卒園後の受皿の必要性が高い。このような場合において、自治体の判断で「0～2歳児を対象とする認可外保育施設の卒園児童(保育の必要性の認定を受けた児童)」を優先利用の対象することは可能か。	こども家庭庁	保育所の利用調整にあたっては、各市町村において、待機児童の状況等も踏まえつつ、利用者ごとに保育の必要度について優先順位付けを行っているところである。認可外保育施設利用者を優先利用の対象としている自治体も既に存在するところ、御指摘のような児童を市町村の判断で優先利用の対象とすることは可能である。